平成２３年（フ）第１３１４号
大阪市港区波除２丁目２番19―817号
債務者　コスモ技研こと　森本　慶治
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４０２号
大阪市鶴見区今津中１丁目６番34―803号
債務者　硎磨　保
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１９号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目１番６号
債務者　中里ひろみ
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７８９号
大阪府東大阪市荒川２丁目12番18号
債務者　吉本　義裕
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８７３号
大阪府東大阪市若草町６番４号
債務者　藤原　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８７７号
大阪市鶴見区浜４丁目14番８―1205号
債務者　村上　映子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８８１号
大阪府門真市向島町６番19号
債務者　徳丸　勝之
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８８２号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番17―406号
債務者　地道　弥生
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８８６号
大阪市大正区泉尾７丁目14番１―709号
債務者　松前八重子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８８８号
大阪府吹田市豊津町18番36―501号
債務者　中北真由子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８９１号
大阪市大正区平尾４丁目21番12号　グラン・パシフィック大正902号、前住所大阪市大正区鶴町１丁目８番17号
債務者　栖原　未季（旧姓小早川）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８９３号
大阪市西成区北津守４丁目４番49号
債務者　梅本　美香
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５号
神奈川県横須賀市長沢２丁目14番18号　パティオ102
債務者　倉光　晴良
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３９号
青森県黒石市京町22番地　中村アパート５号
債務者　小友　陽子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第４１号
青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字二西田14番地11
債務者　坂本美紀子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第４７号
青森県弘前市大字茂森新町１丁目11番地６　パレーシャルフロイデ101号
債務者　澤田　廣清
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２９５５号
愛知県春日井市高山町１丁目８番地２　エステート高山304号、住民票上の住所岐阜市茶屋新田３丁目36番地３
債務者　淺井美千代
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４号
山口県周南市慶万町10番Ｂ―403号、前住所山口県光市浅江２丁目３番20―205号
債務者　重光　護
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部